

神戸市立西山小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

西山小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針(以下「西山小学校基本方針」という。)を策定します。

平成30年4月 神戸市立西山小学校

1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、西山小学校基本方針に基づき、保護者、地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら、放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行います。

※神戸市いじめ指導三原則

- ・するを許さず・いじめはその人の将来にわたってまで内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす重大な人権問題である。そのような卑劣な行為は人間として絶対に許されるものではない。
- ・されるを責めず・いじめられる子供にもそれなりの理由や原因があるという考え方は徹底して一掃しなければならない。いじめはだれよりいじめられる子供に非があるのであり、いじめられる子供の責めに帰することは断じてあってはならない。
- ・第三者なし・いじめをはやしたてたり、傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されない。いじめに関する正しい認識を子供たちにもたせ、いじめを見たら見捨てておけないという正義感と思いやりある子供たちを育てなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意事項】

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことであり、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ問題対策委員会を開催し、情報を共有した上で行う。
- ② 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所での

被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ④ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で傷つけたが、いじめた児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」だという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、校内いじめ問題対策委員会で情報共有することは必要となる。
- ⑤ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 教職員の姿勢

学校における最大の教育環境は教職員です。そのため、日々自身の人権感覚を高め、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命にかかわる問題であること」という認識をもち、児童一人一人が安心して教育を受ける環境を整えるよう努めていきます。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの物から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせうることも理解し、児童一人一人が自分の居場所を感じられる学級経営に努め、児童との信頼関係を築いていきます。その中で、「いじめは決して許さない。」という姿勢を様々な場面で児童に伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めます。また、児童や保護者、地域の方々の情報をできるだけ早く察知し、いじめの未然防止、早期発見に努め、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第23条第1項に定められている通り、個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に指導及び支援をします。

4 校内いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年教員、生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどをメンバーとして校内いじめ問題対策委員会を設置する。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・年間計画の作成 → 校内研修の企画、生活(いじめ)アンケート作成と実施
児童、保護者、地域へのいじめ防止の啓発、いじめ防止等についての取り組みの検証と改善をする。
 - ・組織的な対応 → いじめ事案の事実関係を調査し指導方針、相談や通報の集約、指導体制の協議など、職員全体への共通理解を図る。(円滑な情報共有)
- ☆重大事態の報告 → 学校は重大事態であると判断した場合は、教育委員会を通じて神戸市長へ事態発生について報告する。

5 西山小学校が取り組むいじめ防止等のための対策

(1) 未然防止への具体的な取組

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、豊かな人間関係を築

き、豊かな心を育てる、いじめを許さない土壌づくりに取り組むため、年間を通して予防的、開発的な取組を計画・実施する必要があります。

① 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・「あいさつ へんじ きもちよく」を学校重点目標とし、心豊かに自ら伸びる子を育てていきます。
- ・道徳教育、人権教育を一層推進します。

② 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- ・みんなが楽しさと達成感を感じる学校行事をめざし、自己肯定感を育みます。
- ・児童が主体的に取り組むあいさつ当番運動を支援します。
- ・異学年ふれあい活動を計画的に実施し、豊かな心を育みます。
- ・特別活動を推進し、望ましい人間関係を構築する力を育みます。

③ 規範意識を身につけ、自浄力を持つ児童集団の育成

- ・子供たちの実態に目を向け、朝会や生活当番指導において適時、心に訴え具体的に指導します。
- ・児童生徒が学級活動や児童集会の中で、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動を支援します。
- ・いじめについての正しい認識を育てます。
- ・いじめについての研修を通して、教師のいじめ防止に対する意識の向上を図ります。

④ 特別な支援を必要とする児童に対する配慮

- ・日々、すべての教育活動において「一人一人を大切にする」という姿勢で臨みます。
- ・交流教育を積極的に推進します。

⑤ インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめの対応

- ・危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに保護者や地域へ啓発し、協力して取り組みます。

⑥ すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施します。

⑦ 重大事態の場合は、委員会と連携し、法第14条第1項の趣旨に基づき、いじめ防止等に対策等を実行的に行うため、附属機関として「神戸市いじめ問題審議委員会」を設置し、第三者機関として、いじめの問題の解決を図ったり、法第28条に基づく重大事態の調査をしたりします。

(2) 早期発見への具体的な取組

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのためには、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努めることが必要です。

① 信頼関係の構築

- ・担任や養護教諭に児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。
- ・休み時間などのかかわりや作文などを通して児童と担任との心のつながりを大切にします。

② 児童理解

- ・生活アンケートの定期的な実施と調査、学年打ち合わせ、生徒指導部会、教育相談その他の必要な措置を講じ、取組状況を把握し、情報交換、職員会の児童理解などを通して、全職員で共通理解に努めます。

③ 相談体制の充実

- ・児童や保護者が相談できる相談室を設置します。(スクールカウンセラー)
- ・必要に応じて学年・学級で児童個別相談の機会を設けます。

④ 校外相談機関との連携

- ・スクールソーシャルワーカーとの連携や教育相談指導室やいじめ・体罰ホットライン(24時間電話相談)など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

⑤ 学校運営改善

- ・教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、学校運営の改善を支援します。

⑥ 学校評価・教員評価の留意点

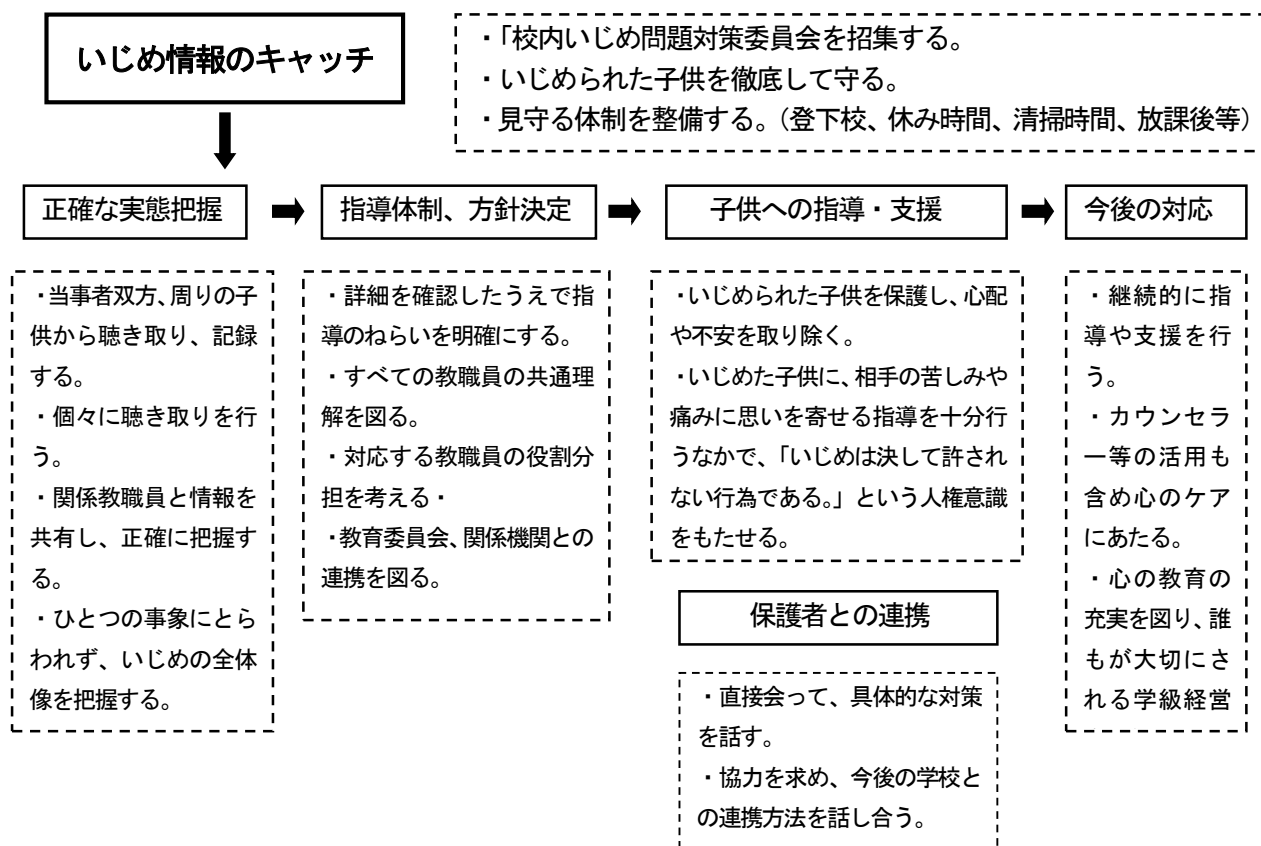
- ・学校評価においていじめの問題を取り扱うに当たっては、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に必ず位置づけます。また、教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切に対応すること、組織的な取組等を評価するよう必要な指導・助言を行います。

⑦ 特に配慮を要する児童への対応

- ・特に配慮を要する児童生徒がいじめを受けることなく、充実した学校生活を送ることができるよう、正しい理解を深めていくための研修や、学校として必要な対応ができるよう支援します。
 - (1) 海外から帰国した児童・外国人の児童生徒・国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒
 - (2) 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - (3) 各地での災害や事故等により被災した児童生徒や避難している児童
 - (4) 特別な事情があり、親元を離れて生活をする児童

(3) いじめへの早期対応

基本的な流れ



(4) いじめへの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3カ月の間継続していること。
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ・いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記2つの要件に捉われることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守り、改善に向けて努力します。

6 家庭や地域との連携

いじめは学校による指導だけで解決できない社会問題です。したがって学校の取り組みをより有効にするため、学校は家庭や地域と密接に連携し、いじめ問題に対して地域ぐるみで対策を進めていきます。そのため、西山小学校では、有野の里応援団の各団体(PTA、西山みまもり隊、青少協、自治会、子ども会、白寿会、婦人会など)のみなさんと連携を密にとって取組を進めていきます。

7 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、少年サポートセンター、こども家庭センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関、スクールソーシャルワーカー)との適切な連携が必要であり、平素から関係機関との連携体制を構築しておきます。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ① 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。

(神戸市いじめ防止等のための基本的な方針及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 「平成29年3月文部科学省」により適切に対応する。)

- ② 教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。

(2) 調査結果の報告

- ① 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ② いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、いたずらに個人情報等を盾に説明を怠るようなことなく適時、適切な方法で説明します。

おわりに

私たちは、未来を担う西山小学校の子供たちが、一人一人が安心して楽しく充実した学校生活を実現できるように、この「神戸市西山小学校いじめ防止等のための基本的な方針」に則り、いじめのない学校づくりに努めます。